

はじめに

大分県では、障がいのある子どもたちの特別支援教育について、障がいの種別・程度等に応じて、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級若しくは通級指導教室又は幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援ができるよう取り組んでいます。

国においては、平成17年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を踏まえ、平成19年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されました。

その内容は、「児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、盲・聾・養護学校から障がい種別を超えた特別支援学校とする」、また、「小・中学校等においては、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を含む障がいのある児童生徒等に対して適切な教育を行うこと」等、障がいのある人の人権及び尊厳を保護・促進するという世界的な流れに沿って、特別支援教育を一層推進することを制度面から保障するものです。

本県においても、支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加に向け、今以上にきめ細やかな教育的支援を行っていくことが重要であることから、平成18年5月に有識者により構成する「大分県特別支援教育推進検討委員会」を設置しました。検討委員会は、新しい時代に対応した特別支援教育の在り方について、地域別説明会やパブリックコメント等を通じていただいた県民の皆様からの御意見も十分参考にしながら審議を重ね、報告書が平成19年10月に提出されたところです。

本計画は、大分県特別支援教育推進検討委員会からの報告等を参考にして、今後の特別支援教育の推進について策定したものです。

県教育委員会においては、この計画に基づいて特別支援教育の推進に取り組んでまいりますので、県民の皆様への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成20年 月

大分県教育委員会教育長

小 矢 文 則

